

2012年度 政策制度要請 埼玉県回答(7分野 23項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- －A：完結
- －B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △－B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △－C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×－B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×－C：現状では無理と判断。

○－A：5項目 ○－B：4項目 △－B：7項目 △－C：1項目 ×－B：4項目 ×－C：2項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 公共事業・公共サービスの質の向上と、その業務に従事する労働者の雇用と賃金・労働条件の適正を図るため公契約条例を制定すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>地方自治体の入札については、透明性、公正性及び経済性の確保のために、一般競争入札の対象範囲の拡大などの入札・契約制度の改革が進められてきた。</p> <p>一方で、近年の経済状況の悪化に伴う過度の低価格競争は、下請事業者や業務に従事する労働者にそのしわ寄せが及び、社会問題として指摘されている。</p> <p>地方自治法第2条第14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増</p>	<p>総務部、会計管理者、産業労働部</p> <p>本県が民間事業者と契約（公契約）を締結して行う業務については、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要であると考えております。</p> <p>契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であると考えております。</p> <p>また、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないよう、公共工事や庁舎の維持管理業務においては、最低制限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努</p>	<p>×－B</p> <p>公契約条例についての認識に大きなズレがあり、再要請が必要。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されており、同時に、公共サービス基本法第 11 条には、「公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定されている。</p> <p>このことから、現場で働く労働者の雇用と賃金・労働条件について適正な水準を確保しなければ、真の住民福祉の増進にはつながらず、公共サービスの目的を達成することはできないと考える。</p> <p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 将来の安定雇用を目指し、若年者の雇用・就職支援である高校生のインターンシップ制度の充実に向けて、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 公立高校のインターンシップ実施率を上げること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>若年者である高校生のうちから職業体験をすることで、その後の高校生活で、または進学したとしても、将来の就職に向けた目標を持ってより充実した学生生活が送れると考えられることから、高校生のインターンシップは重要である。</p> <p>平成 22 年度の全国公立高校のインターンシップ実施率は 74.5%であるが、県内公立高校は 176 校中 105 校で実施率は 59.7%で全国 42 位（前年 59.8%全国 36 位）である。*平成 22 年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査結果概要(平成 23 年 9 月 9 日 国立教育政策研究所 生徒指導研究センター)</p>	<p>めております。</p> <p>公契約条例の制定については、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底により対応すべきではないかと考えています。</p> <p>今後とも、埼玉労働局など関係機関と連携し、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるように法の遵守徹底を図って参ります。</p> <p>産業労働部就業支援課</p> <p>高校生の就業体験を充実するため、平成 23 年度から、「企業などで働く人に、高校生が半日程度影のように付き添い、仕事ぶりを観察する」ジョブシャドウイング事業を実施し、平成 23 年度は 18 校、平成 24 年度は 40 校の県立高校の生徒が参加しています。</p> <p>教育局県立学校部高校教育指導課</p> <p>県教育委員会では、平成 14 年度にインターンシップ指導資料を作成し、県立高校におけるインターンシップの拡充に努めてまいりました。平成 19 年度からは、高校生体験活動推進事業の中で「就業体験の推進」として、インターンシップの支援事業を実施し、推進校に対して、インターンシップの実施に係る教員の旅費について支援しています。また、推進校を含め、インターンシップを実施する全ての県立高校を</p>	<p>○－B</p> <p>要請の主旨は理解されており、様々な取り組みが行なわれている。しかし、県立の全日制普通科の実施率は増加傾向であるものの、64%と低いことから、新たな要素等をふまえ再要請を検討していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(2) 職種の拡大と期間の延長を実施すること。</p>	<p>対象に、生徒保険料について支援をしています。</p> <p>また、平成 24 年 5 月に行った教育長の県内経済団体訪問の際に、高校生のインターンシップの実施について、傘下の企業等に協力を働きかけてもらうようお願いしております。</p> <p>このような取組の結果、現在、全ての県立の専門高校でインターンシップが実施されています。また、県立の全日制普通科の実施率については、平成 21 年度 52.3%、平成 22 年度 53.8%、平成 23 年度 58.7%、平成 24 年度 64.4%となり増加の傾向にあります。</p> <p>今後も、インターンシップ実施を支援するための事業等を継続することで、高校生がインターンシップに参加できるよう取り組んでまいります。</p> <p>産業労働部就業支援課</p> <p>ジョブシャドウイングは、半日程度のプログラムです。短時間のため、企業にとっても、生徒にとっても負担の少ないプログラムとなっています。当事業の実施を通じ、受入企業の負担を軽減し、参加生徒にも効果的なプログラムを実施することで、より一層の受入企業の拡大を図ってまいります。</p> <p>教育局県立学校部高校教育指導課</p> <p>現在、各学校では、地域の企業や商工会議所等と連携し、学校の実態や生徒の進路等を考慮しながら、インターンシップを実施しております。</p> <p>受入事業所の業種別割合は、平成 24 年度では、製造業が最も高く全体の 23.0%、続いて、教育・学習支援業 20.2%、医療・福祉 14.2%、卸・小売業 11.9%となっています。この他にも農業やサービス業など幅広い業種でインターンシップが実施されています。</p> <p>また、実施期間につきましては、各学校が受け入れ企業等と調整の上、決定しているところです。</p>	<p>○－B</p> <p>要請の主旨は理解されており、様々な取り組みが行なわれている。今後の取り組み状況を注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>(3) インターンシップ制度の生徒受け入れに協力する企業に対して奨励金などの支援策を実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>インターンシップの実施率を上げるためには、受け入れ企業の拡大が不可欠である。企業の中には受入体制の継続が困難な企業もあることから、制度に対して受け入れ協力する企業に対して補助金などの支援策も必要である。</p> <p>(公)東京都中小企業振興公社では企業の負担軽減を図るためインターンシップの受入一日につき8,000円を支給している。(上限10日間)</p>	<p>インターンシップを実施するにあたって、職種の拡大と期間の延長は意義のあることと考えます。</p> <p>今後も、関係機関等と連携し、学校の特色に合わせたインターンシップの実施を通して高校生の職業観の育成や就労意識の向上を図ってまいります。</p> <p>産業労働部就業支援課</p> <p>受け入れに御協力いただいた企業に対してのメリットづくりについては、適切な手段について、多様な面から検討してまいります。</p> <p>本年度は、事業についての記者発表を2回行い、御協力企業の社会的貢献について、PRさせていただきました。また、体験後に生徒に実施したアンケートの結果を、受け入れていただいた企業の今後の運営の参考としていただけるようフィードバックさせていただきました。さらに、今年度実施したジョブシャドウイング事業の全体の概要、各受入企業の意見や取組状況などを報告書にまとめ、各企業にお配りし、事業の振り返りや、今後の取組についての参考としていただいております。</p> <p>このようなメリットづくりや支援を行うことにより、企業の御協力をお願いして参ります。</p> <p>教育局県立学校部高校教育指導課</p> <p>インターンシップの受け入れでは、生徒の職業観の育成のため、多くの企業等に御協力をいただいております。</p> <p>県教育委員会では、インターンシップの受け入れに御協力をいただいた企業等に対しまして、「埼玉教育応援団」協力証を交付させていただくことにより、御協力を奨励しております。</p> <p>また、学校では、受け入れ企業等に対し、お礼状やインターンシップ報告書、学校独自の感謝状をお送りしたり、企業等</p>	<p>×-C</p> <p>要請事項への対応は、現状では難しいものと判断する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 平成 25 年 4 月 1 日より障がい者の法定雇用率が引き上げられることから、障がいのある人の雇用をより進めるために、障がいの種類に関わらない雇用率向上の施策を講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成 25 年 4 月 1 日より障がい者の法定雇用率が引き上げられる。(民間企業 1.8→2.0%、国・地方公共団体・特殊法人 2.1→2.3%、教育委員会 2.0→2.2%)</p> <p>障がいの種類に限らず、体力面から通常勤務が難しい障がい者の方などの雇用形態を広げ働く意欲の高い人が活躍できる環境を提供する必要がある。</p> <p>また、埼玉県においては、労働局（ハローワーク）と連携することによりさらなる障がい者の雇用率向上が期待される。</p>	<p>の方々をお招きして校内インターンシップ発表会を実施するなどの取組を行っております</p> <p>総務部 人事課</p> <p>今年度の本県知事部局の障害者雇用率は 2.95%ですが、本県は、障害者の雇用の促進を図ると言う趣旨から、目標雇用率として法定雇用率を上回る「3%」という数字を掲げております。</p> <p>障害者雇用の推進につきましては、昭和 53 年度から身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しているほか、平成 20 年度からは知的障害者雇用促進モデル事業を開始し、職場実習で良好な勤務実績を収めた実習生を臨時職員として雇用する取り組みを行っております。さらに、昨年度から、試行的ではありますが、障害者の雇用促進を検討するため、知的や精神といった障害の区分を設けない形での臨時職員採用を行っており、今年度は 4 名を採用しました。</p> <p>過去に採用した職員の勤務状況、適職、他県の状況等について必要に応じて調査を行い、雇用の拡大を検討するなどして、次年度以降に雇用率 3%を回復できるよう取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>産業労働部就業支援課</p> <p>県では、障害者の雇用促進を図るため「障害者雇用サポートセンター」を設置し、障害者雇用を検討する企業等に対する専門的な助言や提案などを行っております。</p> <p>昨年度から「障害者雇用開拓員」を 5 人配置しており、法定雇用率を達成しない企業等を直接訪問し、障害者の受け入れを強く働きかけています。</p> <p>なお、2 月末時点で本年度 1,091 社を訪問し、これにより得た求人情報を元に地域の就労支援機関(市町村障害者就労支援センター)と連携を図り、335 人の障害者を本採用に結</p>	<p>△－B</p> <p>本年度からの法定雇用率の引き上げに関しては県の取り組みは一定の評価ができるが、進捗状況などをふまえ在宅勤務制度など再度検討し要請を行いたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>びつけました。</p> <p>また、本年度は新たに「障害者雇用企業誘致専門員」を 5 人配置し、特例子会社や障害者雇用に積極的な企業の立地などを積極的に進め、2 月末時点で特例子会社 10 の誘致等が決定しています。</p> <p>さらに、障害者雇用の促進を着実にを行うため、国、県関係課、就労支援機関等で構成される「障害者就労支援センター等連絡協議会」を設置し、この中で障害者雇用に関する課題の検討や意見交換等を行い、情報の共有化を図っております。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と緊密な連携の元、障害者雇用の促進を図ってまいります。</p> <p>教育局 教職員採用課、総務課</p> <p>障害者の採用については、教員採用試験において、障害者特別選考を実施し、1 次試験免除としております。また、採用試験において、障害の種類や程度により必要に応じて実技試験の一部を免除したり、試験内容を変更したりするなど配慮しております。</p> <p>本年度実施の障害者特別選考では、昨年度より 6 名増の 20 名の方が志願し、これまでで最も多くなっております。</p> <p>教員免許状を所有する障害者が少ない状況ですが、今後も、志願者の確保に努めるとともに、教員としての適性の有る者については、採用してまいります。</p> <p>また、教育委員会では、障がいのある方を短時間勤務の非常勤職員として雇用し、教育局等に配置しております。</p> <p>この募集に当たっては、障がいの種類は限定せずに公募しております。</p> <p>今後とも、法定雇用率の早期達成に向けて、教育委員会全体で取り組んでまいります。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3. 中小企業の雇用対策として、県内のさまざまな特徴をもった中小企業への就職希望者に対して、わかりやすく PR すること。「埼玉県内企業魅力紹介システム」を埼玉県のホームページのトップページにバナーを掲載するなど。</p> <p><要請の根拠></p> <p>県内の 97%以上が中小企業であり、多くの勤労者の受け皿となっている。各企業は人材を募集するにあたり大手企業のように宣伝広報などに多額のお金をかけることは難しく地域での募集などが多い。県内にもさまざまな企業があり地域に貢献している企業も多くある。埼玉県内で働きたい人も多く、県が力を入れてわかりやすく PR することで中小企業をはじめとする県内企業の活性化につなげていく必要があるため、インターネット上にある地元企業の魅力を発信するサイト「埼玉県内企業魅力紹介システム」をトップページに掲載するなど、さらなる工夫が必要である。</p>	<p>産業労働部 産業人材育成課</p> <p>埼玉県内には多くの魅力ある中小企業がありますが、PR 機会の不足等により、求職者がこうした企業を知らないため、大企業志向や就業者の県外流出等につながっている一面もあります。</p> <p>このため、県では、インターネット上に、地元企業の魅力を発信するサイト「埼玉県内企業魅力紹介システム」を平成 21 年度に開設しました。(平成 25 年 2 月 28 日現在掲載企業数 859 社。)</p> <p>このサイトでは、企業概要の紹介とともに、「働くおもしろさ」や「先輩からのメッセージ」、インターンシップの取組などの情報も提供し、県内企業の PR を行っています。</p> <p>また、平成 24 年度からは、県内大学と連携し、サイト掲載企業のインターンシップ実習場面等を学生の視点で撮影した動画を順次掲載し、地元企業のさらなる魅力を発信していきます。本サイトは、産業人材育成に関する関係機関の情報を、一元的に発信するポータルサイト「彩の国はたらく情報館」にリンクを貼り、より多方面からのアクセスを増やしていきます。</p> <p>なお、「彩の国はたらく情報館」は平成 24 年 10 月から 12 月まで県ホームページのトップページへバナーを掲載しました。</p> <p>さらに、「埼玉県内企業魅力紹介システム」も平成 25 年 1 月から県ホームページのトップページにバナーを掲載しています。</p> <p>今後とも、こうした情報提供を充実し、多くの求職者が地元の魅力ある企業を発見し、就職につながるよう努めてまいります。</p> <p>産業労働部 就業支援課</p> <p>県が運営するインターネットを利用した求人求職の総合</p>	<p>○-A</p> <p>要請内容については取り組まれていると判断する。今後の進捗状況を見極めたい</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 安心して医療を受けられるために医師・看護師等が働き続けるための労働条件等を向上させるよう県の支援を充実させること。</p>	<p>サイト「彩の国仕事発見システム」では、人材を確保したい企業が無料で求人情報を掲載するとともに、求職者が希望の仕事を見つけることにより就業促進を行っています。</p> <p>25年度は新たに、求人情報に加えて求職者情報の掲載を可能とし、求人・求職者が相互に面接リクエストを行うようになることで、県内の中小企業と求職者との一層のマッチングの促進を図ります。</p> <p>この新しい求人求職サイトをより多くの県内の中小企業や求職者に活用していただけるようサービスの提供に際しては周知に努めます。</p> <p>産業労働部 産業支援課</p> <p>平成 22 年度から、県内中小企業に意欲的な取り組みを宣言してもらう埼玉県チャレンジ経営宣言企業登録制度を実施しています。</p> <p>登録企業への支援策の一つとしまして、希望する登録企業に対しましては、県ホームページから企業のホームページにリンクを貼ることにより、当該企業の紹介をしています。</p> <p>また、地域に愛される工場づくりに取り組む、技術力や環境面で優れた県内工場を彩の国工場に指定しています。</p> <p>この「彩の国工場」で実施している工場見学やインターンシップ受入れなどの取組を県のホームページで紹介します。</p> <p>また、「彩の国工場」に指定されている大部分の企業のホームページにリンクが張られていますので直接当該企業の情報を知ることでもあります。</p> <p>保健医療部 医療整備課</p> <p>医師確保に関する施策については、「医師の誘導・定着」と「勤務医の負担軽減・処遇改善策」を柱として推進してい</p>	<p>△－B</p> <p>医療従事者不足の現状が、徐々にではあるが</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p><要請の根拠> 埼玉県は人口に対する医師(10万人対:146.1人)や看護師(10万人対:445人)の割合が全国一少ない県である。医師・看護師等の人数は、各種施策を実施し増加傾向ではあるが、全国的に見ればまだまだ足りてはいない。新たな医師や看護師等を養成するにもかなりの時間を要することから、県民が安心して医療を受けるためにも現在勤務している医師・看護師等の定着をはからなければならない。</p> <p>医師・看護師等も安心して働き続けるためにも待遇面や病院等の進むべき方向性、職場の雰囲気などの課題を洗い出し、働き続けるための更なる労働条件等の充実をはかる必要がある。</p> <p>※参考 東京都の人口に対する医師数 10万人対:296.6人 看護師数 10万人対:606.8人 埼玉県 平成17年調査結果 医師数 10万人対:134.2人 看護師数 10万人対:373.1人</p>	<p>ます。</p> <p>まず、「医師の誘導・定着策」としては、大学の医学生への奨学金の貸与や医師の資格を持つ研修医への研修資金の貸与などを行うとともに、女性医師の就業支援を進めています。</p> <p>次に、「勤務医の負担軽減・処遇改善策」としては、開業している医師が地域の拠点病院において交替で診療を行う開業医による拠点病院支援を行うことで病院勤務医の負担軽減を図るとともに、産科、小児科、救急などを担当する医師への手当の支給やこれらの医師の研究活動費の一部を補助することなどで処遇改善を図っています。</p> <p>看護師等の確保に関する施策については、「看護師等の質的・量的確保の推進策」、「高度専門分野の看護師育成確保策」及び「離職防止・職場定着策」を柱として推進しています。</p> <p>まず、「看護師等の質的・量的確保の推進策」として、養成施設の運営を支援することにより養成力の強化と教育内容の充実を図るとともに、仕事に就いていない看護師等に対して無料職業紹介や技術習得のための講習会、更には再就職先で勤務研修を行う職場復帰支援事業を実施し、看護師等の確保を進めています。</p> <p>次に、「高度専門分野の看護師育成確保策」として、充実強化が必要とされる救急医療、周産期医療、がん医療の分野において、専門研修や認定看護師資格取得支援などを実施し、看護技術の向上を支援しています。</p> <p>次に、「離職防止・職場定着策」として、病院内保育所、看護師宿舎、看護師休憩室など職場環境改善のための施設整備に対して補助するとともに、職場管理者向けに職場改善の研修会を開催することなどにより、離職防止・職場定着を図っています。</p>	<p>改善をされていることは評価する。</p> <p>しかしながら、現実はまだまだ厳しい状況にある。これからも各種支援策の充実に向け、取り組むことを期待する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>2. 「救命救急センター」の機能を十分発揮させるために、救急患者を受け入れるベッドを常時確保するよう、病状が安定した患者を受け入れる民間一般病院との病病連携を強化すること。</p> <p><要請の根拠> 新都心に計画されている「高度救命救急センター」をはじめ全県に配置されている「救命救急センター」が、その機能を十分に発揮するためには、救急患者を受け入れるベッドを常時確保しておく必要がある。県が関係する病院だけではなく、民間の一般病院との病病連携も必要不可欠であることから、この民間の病院との連携を強化するための対応を強化することが必要である。</p>	<p>県としましては、今後もこうした事業を通じて、医師や看護師等がより働きがいを持って仕事に取り組めるように努めてまいります。</p> <p>保健医療部医療整備課 救命救急センターに入院した患者について、病状が安定した後に院内の一般病棟への転床や他の病院の一般病棟への転院を円滑にできるよう、院内における連携体制や救命救急センターを有する病院と後方支援病院との連携強化を促進してまいります。</p> <p>また、平成 25 年度からスタートする第 6 次埼玉県地域保健医療計画において地域に必要な病床を計画的に整備するため、本年 10 月に病院整備計画を一般募集します。この中で、救命救急センターの病床やその後方病床となる回復期リハビリテーション病床等の整備を図ってまいります。</p>	<p>×－B 本年 1 月にも救急車の受け入れ拒否（たらい回し）による死亡事故が起きていることを考えると、適切な病病連携体制が取れていないと考えられる。更なる強化と充実に期待したい。また、私たち県民は、身近な医療体制の充実に高い関心を持っていることから、第 6 次埼玉県地域保健医療計画の遂行を期待したい。</p>
<p>3. どの地域に居住していても同様の医療補助が受けられるよう、特定疾患医療給付制度における対象特定疾患の対象について、隣接する東京都で対象としている特定疾患も認定すること。</p> <p><要請の根拠> 特定疾患は国の定める疾患と都道府県が定める疾患がある。埼玉県では、56（国）＋6（県）を対象としており、隣接する東京都では 56（国）＋23（都）の補助対象疾患が認定をされている。埼玉は東京の</p>	<p>保健医療部 疾病対策課 特定疾患医療給付制度については、国において、より公平に対象疾患を選定するため、対象疾患を拡大する方向で検討が進められております。本来、難病対策は国が責任をもって行うべきであることから、引き続き、国に対して対象疾患の拡大を要望してまいります。</p> <p>現在、埼玉県は県単独指定疾患として 6 疾患を指定しており、これは東京都の 23 疾患、富山県の 18 疾患（入院のみ）に次いで、全国で 3 番目の多さです。</p>	<p>×－B 埼玉県の現状については、一定の理解が出来る。また、特定疾患に指定されながら補助金が交付されていないものに対して、国へ交付するよう要請が必要である。あわせて県単独</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>ベットタウンともいわれ多くの人々が隣接地東京都と何らかのかかわりを持っている人たちも多い。特に医療の分野では高度医療施設の多い東京の地で診察を受けざるを得ない人も多数ある。埼玉県においても隣接地東京都と同等の治療費補助が受けられるよう対象疾患の拡充は必要である。また、本来であれば、国民がどの地域に居住していようと同等の医療補助を受けられる事が必要であると考えます。</p> <p>また、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会の「今後の難病対策の検討にあたって（中間的な整理）（抄）」において希少・難治性疾患を幅広く公平に助成の対象とすることを検討されているように、埼玉県としても補助対象特定疾患の範囲拡大を望む。</p> <p>IV. 交通政策</p> <p>1. 「安全な交通環境整備」の一環として、自動二輪駐車場の整備促進に向け、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 既存の公共自動車駐車場及び公共の自転車駐車場への二輪車駐車場枠の設置など必要な条例の整備をはかること。</p>	<p>一方、国指定疾患の医療費給付額に対して、国が本来交付すべき補助金を交付していないという現状があり、財源的に非常に困難な状況ですが、県単独指定疾患を一つずつでも増やしていくよう努力してまいります。</p> <p>都市整備部 都市計画課</p> <p>公共の自動車駐車場及び自転車駐車場への二輪車駐車枠の設置は、地域の実情に合わせて、市町村が主体となり取り組んでおります。</p> <p>県は、市町村に対し、国からの通知に加え、都市計画主管課長会議などにおいて、既に公共駐車場管理条例を施行しているさいたま市などの先進事例、国の交付金制度、自動二輪車が駐車可能であることの明示などについて、周知と働きかけを行いました。</p> <p>また、県のホームページに、自動二輪車を受け入れている県内市町村の公共駐車場を表示するとともに、新たに、民間</p>	<p>指定疾患の増加を期待する。</p> <p>○－B</p> <p>必要な条例の整備はできていないが、現状の県の取り組みとして、市町村における自動二輪専用駐車場の設置については前進がはかられたと評価する。</p> <p>今後は、市町村における自動二輪専用駐車場の設置状況を注視しな</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 新設または改築される駐車場への二輪車駐車場 枠設置の義務付けなど必要な条例の整備をはかる こと。</p> <p><要請の根拠> 「安全な交通環境整備」の観点においても、二輪車 駐車場整備に向けた取り組みは「二輪車ユーザーの 利便性向上」のみならず、「歩行者の安全確保」、更 には渋滞原因の1つである「路上駐車（迷惑駐車） を減らす目的」からも、近年、特に注力すべき政策 であると考えている。</p> <p>しかしながら、06年の道路交通法改正による違法 駐車取締りの強化により、市街地を中心とした慢性 的な二輪車駐車場不足が顕在化し、日本全体では二 輪車違反件数が激増（埼玉県：2010年上半期全国ワ ースト5位）した結果、ユーザーの「二輪車離れ」 の状況にもなっている。</p> <p>多くのユーザーは気軽に利用できる公共駐車場・駐</p>	<p>を含めた情報を登録している NMCA 日本二輪車協会のホーム ページと連携するなど、自動二輪車利用者への情報提供を進 めております。</p> <p>こうした取組の結果、市町村に実態調査を行ったところ、 自動二輪車駐車場は、平成 25 年 2 月末時点で 51 箇所、約 8,500 台となっております。</p> <p>これは、1 年前と比べ、自動二輪車を受け入れている施設 では 20 箇所、駐車台数では約 4,600 台が新たに受入れ可能 となっており、着実に増加しております。</p> <p>今後とも公共の自動車駐車場及び自転車駐車場の二輪車 駐車枠の設置など整備促進を市町村に働きかけてまいりま す。</p> <p>都市整備部 都市計画課</p> <p>新設または改築される駐車場への二輪車駐車場枠設置に ついては、市町村の公共駐車場はもとより、民間が整備する 駐車場での設置を進めるため、必要な条例を設置することは 有効な手段であると考えます。</p> <p>このため、県は、市町村に対し、国の標準駐車場条例を参 考に周知するとともに、全国的な先進事例など情報収集を 進め情報提供するなど、今後も必要な技術的支援に努めて まいります。</p>	<p>がら引き続き条例の整 備に向け検討する。</p> <p>△-C 民間における自動二輪 専用駐車場の設置状況 を注視しながら引き続 き条例の整備に向け検 討する。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>輪場を望んでおり、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進しようとしている国土交通省都市・地域整備局の取り組み（平成 22 年 4 月 20 日に発出された国都街発第 6 号）を支持するとともに、県・市町村における各公共施設にも二輪車駐車場を確保・整備促進するように指導すること、及び、四輪駐車場に駐車してよい場合は、その旨の表記を示す必要があると考える。</p> <p>なお、自転車駐車場における自動二輪受け入れにあたっては、安全上の問題から自転車とは区別した駐車枠の設置が不可欠である。</p> <p>2. 県内の交通事故防止に向けて、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 自転車乗車時の交通ルール（罰則も含め）と正しい交通マナーを更に広く県民に周知徹底を図り事故防止に努めること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>埼玉県では自転車保有台数が全国一であるとともに、自転車の交通事故発生件数もワースト上位が定位置化している。自転車が関係する事故は、道路環境に起因する面もあるが、多くは交通ルール・運転マナー違反に起因している。平成 22 年中の年齢層別負傷者・死者数をみても、65 歳以上を除くと高校生・20 歳代・30 歳代と若い層に多く発生している。</p>	<p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>県内の自転車乗用中の交通事故死者数は、例年、全国ワースト上位にあります。</p> <p>平成 24 年の死者数（42 人）は、平成 23 年と比較すると 2 人減少しており、傷者数についても減少しておりますが、自転車利用者のルール違反やマナーの悪さが大きな社会問題となっています。</p> <p>県では、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を目的として「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を平成 24 年 4 月 1 日に施行し、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指しております。</p> <p>具体的には、条例に基づき「自転車安全利用指導員」を委嘱し、各地域や学校で自転車の安全な利用の促進のための指導、助言等を行っていただいております。また、警察はもとより市町村、関係団体と連携して、毎月 10 日の「自転</p>	<p>△－B</p> <p>平成 24 年度に県条例を制定し様々な取り組みを通して県民に啓発活動を行ない、事故防止への理解・浸透に努めてきたことは評価できるが、自転車死亡事故件数の状況では、あまり改善されていないため、更に強化が必要と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 安全で円滑な交通を確保するため、歩道・車道において自転車の走行エリアを路面に標示するなど、自転車の走行エリアを明確にすること。</p> <p>(3) 自転車通学者の多い高校生に、一部の高校で実施している自転車の免許制度を導入するなど、交通ルールの厳守やマナー向上に向けた一層の取り組みを強化すること。</p> <p><要請の根拠> さいたま市にある浦和学院高等学校では、埼玉県警と協力して 2011 年度より自転車運転の正しい知識の習得とマナーの向上を目指した自転車運転免許制を導入し事故防止に向けた取り組みを行なっている。(事故発生件数 1/4 に減少)</p>	<p>車安全利用の日」を中心に自転車利用者等に対する指導啓発活動を実施しております。</p> <p>このほか、各種広報媒体を通じた広報活動、各学校における交通安全教育などを強化し、あらゆる機会を通じて、広く県民に交通ルールを周知し、自転車利用者のマナー向上に努めてまいります。</p> <p>県土整備部 道路環境課 本県では、安全で円滑な交通を確保するため、既存道路において、限られた道路空間を有効に活用し、自転車の走行空間を確保するための施策を進めております。</p> <p>具体的には、駅周辺など「まちなか」において、車道左側を青色に着色した自転車レーンの整備や郊外部の自動車速度が速い道路において、歩道内の自転車と歩行者が通行する位置を明示してまいります。</p> <p>今後とも、安全で円滑な道路環境づくりに取り組んでまいります。</p> <p>教育局県立学校部 保健体育課 本県高校生の自転車乗車中の死傷者数は、年々減少してきているものの依然として全国的にもワースト上位の状況にあります。</p> <p>また、平成 24 年 4 月には「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行されたことから、今年度新たな取組として「高校生の自転車マナーアップ伝達講習会」を実施いたしました。</p> <p>この取組は、全ての県立高等学校を対象に、東西南北の 4 地区で実施する「地区別講習会」に参加した各学校の代表生徒が、自ら講師役となり、自校の生徒に対して自らの言葉で「交通事故の恐ろしさ」や「交通ルールを守ることの大切</p>	<p>○－B 様々な取り組みを進めていることは評価できる。今後の施策の進捗状況を注視し見極めたい。</p> <p>△－B 様々な取り組みを進めていることは評価できるが、免許制度に関しては大きな成果が望まれることから、施策の進捗状況を見極めつつ再要請したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>3. 温室効果ガス排出削減及び環境対策に関連した交通関係の技術・事業への支援強化として、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 低燃費／低排出ガス車およびクリーンエネルギー車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等）に対して総合的な普及促進対策を講じること。</p>	<p>さ」、「交通マナーの必要性」などについて伝達講習を実施し、全校生徒による「自転車利用安全宣言」を行うというものです。</p> <p>教員や大人からではなく、同世代の生徒から生徒へ直接語りかけることで、より実感のこもった身近な講習となり、高校生の交通安全意識の向上につながったと考えております。</p> <p>ご指摘の自転車免許制度の導入につきましては、一定の効果は期待できるものと考えます。しかしながら、制度の導入には、各学校の立地条件や生徒の状況が異なることも考慮する必要があり、また、生徒、保護者の十分な理解と協力が必要であることなどから、一律に導入するのではなく、学校ごとに丁寧に検討していく必要があるものと考えております。</p> <p>県教育委員会といたしましては、今後も高校生に対する交通ルールの厳守やマナー向上に向けた取組を充実させ、生徒を加害者にも被害者にもさせないよう、交通事故防止に努めてまいります。</p> <p>環境部 大気環境課</p> <p>本県では、「ディーゼル規制」を積極的に進めてきた結果、平成 19～22 年度には浮遊粒子状物質（SPM）や二酸化窒素（NO2）の環境基準を達成しております。</p> <p>しかし、一方で本県の二酸化炭素排出量の 4 分の 1 が自動車からの排出であることから、自動車による二酸化炭素の削減を図っていく必要があります。</p> <p>そこで、県では、平成 22 年 12 月に国から EV・PHV タウンの指定を受け、環境性能に優れる「次世代自動車」のうち電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）の</p>	<p>○－A</p> <p>要請内容については取り組まれていると判断する。今後の進捗状況を見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 低燃費／低排出ガス車およびクリーンエネルギー車の普及拡大に向けた各種助成措置や優遇税制を拡充すること。</p> <p>(3) 普及促進のために、燃料供給設備等のインフラ整備を推進すること。</p> <p><要請の根拠> CO2などの温室効果ガスの排出量を削減し地球環境に負荷をかけない、「低炭素社会」の実現に向けた一環として、環境性能に優れた先進環境対応車の普及促進と燃料供給設備等のインフラ整備を行う必要がある。</p> <p>V. エネルギー・環境・防災政策</p> <p>1. 災害廃棄物の処理に関して、木くず等の可燃性がれきだけでなく、金属等を含む不燃性がれきについても受け入れを行うこと。</p> <p><要請の根拠> 木くず等の可燃性がれきの処理については、埼玉県を含む他県の協力もあり目途がたった。しかし、木くず以外の金属を含む災害廃棄物の処理については、未だに見通しが立たず、被災地域の復興の足か</p>	<p>普及を集中的に進めております。</p> <p>平成 25 年度についても、県内各地で実証実験を行うとともに、充電インフラ整備のため検討・調整を行うなど、総合的な普及促進対策を行ってまいります。</p> <p>次世代自動車等を始めとする環境対応車両の普及促進のため、「次世代自動車普及促進対策補助」や「中小企業制度融資」を実施するとともに、国に対しても、自動車関係課税制度の見直しなどについて要請を行ってまいります。</p> <p>電気自動車（EV）用の急速充電器の整備を進めており、平成 24 年度末では、県内に 100 か所近くの施設が整う見込みです。</p> <p>今後、国の 1,000 億円を超える支援事業について、県内整備が円滑に進むよう、国や市町村、事業者とともに、検討・調整を進めてまいります。</p> <p>今後とも、県の自動車対策について御協力をお願いします。</p> <p>環境部 資源循環推進課</p> <p>埼玉県では、現状でも県内で発生している不燃性廃棄物の約半数を県外の民間最終処分場に依存している状況であり、不燃性がれきの受入れは困難です。</p>	<p>○－A 要請内容については取り組まれていると判断する。今後の進捗状況を見極めたい。</p> <p>○－A 要請内容については取り組まれていると判断する。今後の進捗状況を見極めたい。</p> <p>×－C 現状では県内の受け入れは不可能と判断。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>せとなっている。このことから、被災地域の早期復興支援として、可燃性がれきの処理同様、不燃性がれき処理に協力する必要がある。</p> <p>2. 不法投棄の防止に向けて、以下の施策を講ずること。</p> <p>不法投棄に対する取り締まりを強化すること。また、県が行っている「産業廃棄物不法投棄 110 番」の周知を強化すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>家電 4 製品へのリサイクル義務付け以降もテレビなどの家電製品をはじめ、その他いろいろなものの不法投棄が後を絶たない。特に家電製品は、環境ならびに人体へ有害物質を含んでいるものも多く存在し、この状況を看過することは、次世代へ大きなツケを残すことになる。各自治体の廃品回収の制度を知らないために安易に不法投棄をしてしまうことも考えられるため住民への廃棄の仕方の周知・教育も必要である。</p>	<p>環境部 産業廃棄物指導課</p> <p>不法投棄に対して、埼玉県では「捨て得は絶対に許さない」を基本方針として掲げ職員が一丸となって取り組んでいます。</p> <p>取り締まりの強化として、職員及び警察 OB 職員による監視パトロールや監視カメラによる監視のほか、民間委託による監視パトロールの実施、家屋解体現場等の排出事業者への立入指導、産業廃棄物不法投棄 110 番の運用、民間との不法投棄通報協定の締結、市町村職員の県職員併任制度による産業廃棄物処理施設への立入権限の付与等により、不法投棄等への未然防止、早期発見、早期対応を図っています。引き続き不法投棄に対する取り締まりの強化に努めてまいります。</p> <p>「産業廃棄物不法投棄 110 番」については、チラシ、ポスター、ステッカーの配布や新聞の特集記事、ラジオ、県・市町村の広報誌で情報提供を呼びかけてきました。また各種研修・講演等の機会においても参加者に対して「産業廃棄物不法投棄 110 番」の説明を行ってきました。</p> <p>さらに例年 10 月から 12 月までを「不法投棄防止強化期間」とし、不法投棄防止に対する取組を集中して行ってまいりましたが、平成 24 年度はあらたに「不法投棄防止キャンペーン」を追加実施し「産業廃棄物不法投棄 110 番」の周知を行いました。廃棄物の不法投棄対策では早期発見・早期対応が何より大切です。そのためには県民の皆様からの情報提供が重要となります。引き続き「産業廃棄物不法投棄 110 番」の周知を強化してまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>不法投棄に対する県の取り組み姿勢は一定の評価ができる。</p> <p>昨年は、テレビの買い換えなどにより不法投棄が増加したようであるが、その後の経過について、産業廃棄物の不法投棄もあわせ注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>3. 地球環境負荷を低減する取り組みとして、以下の施策を講ずること。</p> <p>(1) 県民誰もが取り組める環境負荷低減対策（例えば、エコライフデイ埼玉などの取り組みを周知徹底するなど）を検討し、実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>ソーラーパネルは一部の補助金制度を利用したとしてもまだまだ高価であることや、LED電球は安心・安全な日本製品は高価であり、家庭内すべての電球を取り換えるには初期費用が相当掛かることから、全ての家庭で取り組むのは難しい。さらに、ソーラーパネルにおいては、住宅の構造上の問題から設置ができない家庭も多い。このことから、全ての県民が取り組める施策を検討・実施する必要がある。</p> <p>(2) 県や市町村の所有する公共施設（庁舎、ホール、公民館など）、小中学校にソーラーパネルや小型の風力発電を設置すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>公共施設にソーラーパネルや小型風力発電機を設置することにより、施設内の照明や冷暖房などに使用する電気の一部を賄うことが可能となるため、初期投資はかかるものの、毎月の購入電力量を低減することができる。また、学校内等の身近なところに環境負荷を低減する設備を導入することで、児童生徒の理科（物理）や環境の教育にこうした設備を活用し、子どもたちから環境に対する意識を備えることができる。</p>	<p>環境部 温暖化対策課</p> <p>環境負荷を低減する取組として、省エネ行動や省エネルギー対策は効果的です。</p> <p>本県では、節電をはじめとする省エネの実践の働きがけとして、「エコライフDAY」や「家庭の電気・ガスダイエット」などへの参加を呼びかけ、省エネ意識の浸透に取り組んでいます。</p> <p>また、省エネ機器への買換へは省エネ効果が大きいことから、様々な機会を捉えて買換を促進しています。</p> <p>総務部管財課</p> <p>太陽光発電については、「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を定めて、原則として施設の新築や大規模改修に関してはソーラーパネルを設置し、既存の施設については、防災上必要な電力確保や自然エネルギーの普及、利用の観点から効果の期待できる施設について設置を進めています。</p> <p>また、直ちに設置できない施設については、「屋根貸し」など民間資金等による設置を検討します。建物の強度、スペース、日射、費用対効果などの条件がありますので、十分検討した上で設置をしたいと考えております。</p> <p>風力発電については、昼夜を問わず発電することができる利点がありますが、埼玉県の場合は風力発電に適した気象条件ではないと言われております。</p> <p>そのため、技術革新や費用対効果などを勘案し、検討してまいります。</p>	<p>×－B</p> <p>エコライフDAYの取り組みについて、今後の県民への浸透度を見ていく。</p> <p>また、省エネ機器への買い替えについては、要請趣旨と異なる回答であることから、再度確認する必要がある。</p> <p>○－A</p> <p>県の取り組みとして前向きな姿勢を取っているものと評価できる。</p> <p>また、市町村の連携や、取り組み状況を引き続き注視していく。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>VI. 教育・子育て政策</p> <p>1. 教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、心身ともに健康で意欲を持って教育活動に取り組めるよう「学校における負担軽減検討委員会」で報告された、教職員の負担軽減策について、県立学校はもとより、各市町村立小中学校についても教職員の負担軽減の効果が波及されるよう、市町村教育委員会に協力を依頼するとともにその効果の把握をし、県の教育局と市町村教育委員会と学校現場が一体となって、教職員の多忙解消に取り組むこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成 22 年に「学校における負担軽減検討委員会」が設置され、平成 24 年 3 月に、様々な観点から教職員の負担軽減策について報告がまとめられたが、こ</p>	<p>教育局財務課 (公共施設)</p> <p>公共施設におけるソーラーパネル等の設置については、県有施設への太陽光発電設備設置の基本方針である『太陽光発電設備の設置ガイドライン』や、環境負荷の低減、教育的な効果、コストメリット等を総合的に判断し、検討してまいります。</p> <p>(小中学校)</p> <p>小中学校におけるソーラーパネル等の設置については、学校の設置者である市町村が、国庫補助制度などを活用して進めております。</p> <p>県としましては、引き続き、市町村に対して、国庫補助制度を周知するとともに、国に対しては、必要な予算の確保について要望してまいります。</p> <p>教育局市町村支援部小中学校人事課</p> <p>県教育委員会として、負担軽減検討委員会報告書に記載されている負担軽減方策について、各市町村においても取り組んでもらえるよう、市町村教育委員会へ協力依頼をしております。今後も、引き続き協力依頼を行ってまいります。</p> <p>また、協力依頼の効果についても把握に努めてまいります。</p> <p>教育局県立学校人事課</p> <p>平成 23 年度の「学校における負担軽減検討委員会報告書」の内容を踏まえ、各県立学校に対して学校全体の業務の合理化・スリム化を図るよう引き続き指導し、教員が子どもと向き合う時間が確保できるように努めます。</p> <p>平成 24 年度の県立学校への取組は以下のとおりです。</p>	<p>△－B</p> <p>「学校における負担軽減検討委員会報告書」の教職員の負担軽減策は県立学校、市町村教育委員会に展開されている。今後は、各施策が教職員の多忙解消につながっているか、という効果の検証が必要である。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>うした負担軽減策がきちんと学校の「現場」で実施され、教職員の多忙解消・負担軽減を促進し、児童生徒をしっかりと見てあげられる体制をつくりあげていくことが、いじめや不登校など生徒の様々な問題解決に必要である。</p> <p>VII. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 高齢者の孤独死・孤立死防止に向けて県内市町村の「見守りネットワーク」構築を支援すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県は全国で最も速いスピードで高齢化が進み、医療・介護・生活サポートが必要となる県民が増加する。高齢者の増加は、行政だけでなく地域でも大きな課題となってくる。自宅で暮らし続けられる条件整備が出来るよう、行政、市民、NPO、商店などが連携し、地域の人的ネットワークを活かした「見守りネットワーク」を構築していく必要がある。具体的には、商店街の青果店等が高齢者や障害等があ</p>	<p>平成 24 年 4 月 13 日、校長会議において、教育局として「学校における負担軽減検討委員会報告書」をもとに、負担軽減に取り組んで行くことを周知するとともに、各県立学校においても、引き続いて負担軽減の適切な取組を推進していくよう指示しました。</p> <p>平成 24 年 5 月 24 日付け教県第 319 号「教職員の勤務状況調査について」の通知で、6 月 18 日から 6 月 22 日の 5 日間の県立学校における勤務状況調査を実施しました。</p> <p>平成 24 年 9 月 3 日、第 1 回「学校における負担軽減検討委員会報告書」に係るフォローアップ会議を開催し、平成 24 年度前半期における進行状況の把握をする予定です。</p> <p>平成 24 年 11 月には、県立学校における負担軽減の適切な取組を再度、校長会議で指示する予定です。</p> <p>平成 25 年 3 月には、平成 24 年度の県立学校における負担軽減の取組状況のまとめを各県立学校に配付し、引き続き負担軽減に取り組むよう通知する予定です。</p> <p>福祉部高齢介護課</p> <p>単身高齢者世帯の増加や地域における人間関係の希薄化などにより、孤独死は誰にでも起こる可能性があり、県としても危機感を持って取り組まなければならない課題と考えています。</p> <p>そのため、県では、高齢者の見守りなど地域の支え合い活動の立ち上げを支援するため、市町村の取組を補助する「高齢者と地域のつながり再生事業」を平成 2 3 年度から実施しています。</p> <p>また、単身高齢者の具体的な支援を行うためには、対象者の早期把握と継続的な見守りも極めて重要と考えます。</p>	<p>△－B</p> <p>各市町村において見守りネットワークの構築や試験実施の開始など取り組みが進み始めたことについては、一定の評価はできる。今後は、このネットワークがより充実したネットワークになることを期待したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>り買い物に出られない方の家に御用聞きに出向く際に普段の様子の確認を兼ねた見回りを行うことにより孤独死・孤立死防止と買い物難民の救済、地域の商店の活性化を促進することができる。課題点としては、対象住民に対しての信頼感が薄いことから、行政が連携することにより信頼感ある見守りネットワークを構築することが出来ると考える。</p>	<p>そこで、民生委員や新聞配達、銀行、ガス、電力会社など、高齢者と接する機会の多い団体・企業と覚書を締結し、高齢者宅等での異変を察知した際に、市町村担当課への情報提供を依頼しております。</p> <p>これを受け、現在県内すべての市町村において、それぞれ民間事業者や地域のボランティアを加えるなどして、要援護高齢者等支援ネットワークを構築し、見守り活動を実施しています。</p> <p>これらの施策を総合的に推進し、地域住民が近隣に住む単身高齢者を孤立させず、悲惨な孤独死の防止に努めてまいります。</p> <p>福祉部社会福祉課</p> <p>高齢者の孤独死・孤立死防止については、市町村社会福祉協議会や民生委員による地域の高齢者等の見守り活動を実施しているところです。この場合、ひとり暮らしの高齢者の情報提供などについて、個人情報保護等の観点から課題があります。</p> <p>県としましては、ライフライン事業者等による通報が円滑に行えるようにするため、個人情報保護法における具体的な取扱いを示すよう国に要望しております。</p>	